

平成30年7月25日

第13回村上市農業委員会会議録

第13回村上市農業委員会定例会を平成30年7月25日午後1時30分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	12番	佐藤	健吉
13番	齋藤	文夫	14番	板垣	栄一
15番	稲葉	浩之	16番	菅原	隆雄
17番	大野	章	18番	村山	美恵子
19番	船山	寛	20番	本間	裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後1時30分 事務局長（鈴木美宝君） 皆様、お暑い中どうもごめんください。定刻をちょっと早目ですが、皆様お集まりですので、ただいまから第13回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の委員の欠席者はゼロということで全員出席になります。よって、出席委員20名で

あり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

では、初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に池田委員のほうから一言お願いします。

○7番（池田千秋君） \_\_\_\_\_

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

では、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第13回村上市農業委員会総会議事録署名人に議席番号12番、佐藤委員、議席番号13番、齋藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 次に、日程4、報告。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、説明させていただきます。資料めくっていただきまして、1ページのほうをごらんください。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について。

番号1番、申請人、村上市笹平\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、笹平字城沢\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米ほか4筆、合計5筆、\_\_平米、申請の事由ですが、申請地の字城沢4筆は四、五十年前から耕作しておらず、現在は山林化している。また、字上山\_\_番\_\_は約50年前に杉を植林し、現在は山林と化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、新潟市江南区西町\_\_丁目\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、鶴渡路字アラヤ\_\_\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米ほか1筆、合計2筆で\_\_平米、こちらの農地につきましては先月報告させていただきました3条申請を取り下げをした案件でございます。申請の事由ですが、申請地は昭和60年ころに杉を植林し、現在は山林と化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、ページめくって2ページごらんください。番号3番、申請人、村上市猿沢\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、猿沢字野添\_\_番\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米、申請事由、申請地は約40年前から耕作しておらず、現在は山林と化している。このため農地への復旧は困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明させていただきます。隣のページ、3ページごらんください。番号1番、\_\_\_\_\_の申請場所です。地図中央に長津川という川が流れております。その脇、川の西側が朝日地区の笹平集落になります。今回の申請場所、城沢の4筆につきましては長津川を挟みまして笹平の東側のところの太く囲まれた場所が城沢の4筆でございます。上山の1筆につきましては、笹平集落の南側、地図下部中央付近に太く囲まれた場所が申請場所でございます。

続きまして、申請番号2番、\_\_\_\_の場所です。地図中央縦に国道7号線が走っております。今回の申請場所は、国道7号線から西側のところにあります地図中央、太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、5ページ、番号3番、\_\_\_\_\_の申請場所ですが、地図中央下のほうに日本海沿岸東北自動車道の朝日まほろばインターがあります。その脇、西側のほうに、朝日地区猿沢集落のほう流れております前ノ川という川がありますが、今回の申請場所はその前ノ川の脇にあります農地で、地図上、中央よりやや上のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ご質問等ありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次、日程5の議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 6ページをごらんください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

今回は、使用貸借5件、売買4件、合計9件の案件でしたが、番号3については取り下げとなりますので、使用貸借4件、売買4件、合計8件の案件です。

では、使用貸借について1件説明いたします。番号1、貸し人、村上市西興屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、村上市西興屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、山辺里字三両海\_\_\_\_番、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、\_\_\_\_はほかに10筆ございます。そのほか畑が5筆ございます。全部で合計16筆、\_\_\_\_平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、開始が平成30年7月25日から、終了が平成40年7月24日、無償で、更新、親子間の貸し借りでございます。

続きまして、売買について4件の説明をいたします。7ページをごらんください。番号6、譲渡人、村上市八日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市七湊\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、岩船上町\_\_\_\_番\_\_\_\_、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、所有権の移転、売買、対価といたしまして\_\_\_\_円、10アールあたりに直しますと\_\_\_\_円です。

続きまして、8ページをごらんください。番号7、譲渡人、村上市秋葉区田家\_\_丁目\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、譲受人、村上市笹平\_\_番\_\_地、\_\_\_\_土地の表示、笹平字中村\_\_番\_\_、現況地目、\_\_、地積\_\_\_\_平米、所有権の移転、売買です。対価といたしまして\_\_円、10アール当た

りに直しますと\_\_\_\_\_円です。

続きまして、番号8、譲渡人、岩船郡関川村大字上野\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市高根\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、高根字久保平\_\_\_\_番、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、所有権の移転、売買です。対価としまして\_\_\_\_円、10アール当たり直しますと\_\_\_\_\_円です。

続いて、番号9、譲渡人、村上市布部\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市早稲田\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、早稲田字屋敷添道上\_\_\_\_番、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、ほか\_\_\_\_がもう2筆ございまして、合計3筆、合計の地積が\_\_\_\_平米です。所有権の移転、売買、対価としまして3筆合計で\_\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_\_円です。

続きまして、場所の説明をいたします。番号6の場所です。9ページをごらんください。岩船地内で臨港道路岩船港線から岩船上町方向に少し入ったところ、図面中央の太い線で囲まれた土地が申請地\_\_\_\_番\_\_\_\_です。近くには県営上の山住宅、新潟リハビリテーション大学などがあります。

続いて、番号7の場所です。10ページをごらんください。朝日地区笹平地内で県道小揚猿沢線と長津川に挟まれる中央の太い線で囲まれた土地が申請地\_\_\_\_番\_\_\_\_です。近くには笹平頭首工があります。

続いて、番号8の場所です。11ページをごらんください。朝日地区高根地内で県道高根村上線から高根川にかかる雲上橋を渡り、一番東側の道路を集落へ100メートルほど入った場所、地図中央の黒い線で囲まれた土地が申請地558番2です。

続いて、番号9の場所です。12ページをごらんください。朝日地区早稲田地内、国道7号線から西へ少し入った図面中央の太い線で囲まれた3筆の土地が申請地、左から\_\_\_\_番\_\_\_\_、続いて\_\_\_\_番\_\_\_\_、一番右側が\_\_\_\_番\_\_\_\_です。近くには早稲田研修センター、白山神社などがあります。

以上で場所の説明を終わります。

以上、説明した8件については農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をお願いします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料13ページのほうをごらんください。議案第2号 農地

法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1番、貸し人、村上市八日市\_\_番\_\_号、\_\_\_\_、借り人、村上市下助淵\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、こちらの申請人につきましては\_\_\_\_と借り人の\_\_\_\_さんは夫婦でございます。土地の表示、岩船字上ノ山\_\_番\_\_、地目、台帳、現況、\_\_\_\_、地積\_\_平米、転用の目的ですが、コインランドリーの建設用地でございます。契約等につきましては、使用貸借権の設定でございます。農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は市内にコインランドリーを1店舗経営しているが、経営規模の拡大を図るため、新たにコインランドリー1店舗を建設ために転用の申請をするものです。なお、申請地は上下水道の埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に2つの教育施設があります。ちなみに、2つの教育施設とは岩船中学校と新潟リハビリテーション大学となります。転用の内容ですが、コインランドリー1棟、建築面積\_\_平方メートルの建物1棟と4台分の駐車場ということでの転用でございます。

続きまして、番号2番、貸し人、村上市猿沢\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、村上市猿沢\_\_番地、\_\_\_\_、こちらの申請人2人は親子関係でございます。土地の表示、猿沢字山下\_\_番\_\_、地目、台帳、現況とも畑、地積\_\_平米、転用の目的ですが、太陽光発電施設の設置でございます。契約等につきましては、こちらについても使用貸借権の設定でございます。農地区分といたしましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は生活の安定を図るため、太陽光発電施設を建設するため転用の申請をするものです。なお、申請地は第2種農地であるが、当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地や第3種農地がないということでの判断となります。転用の内容ですが、太陽光パネル52枚のものを2基設置される予定となっております。

続きまして、14ページのほうをごらんください。番号3番、貸し人、村上市浜新田\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、長野県長野市若穂綿内字東山\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、浜新田字谷地添\_\_、地目、台帳、現況とも\_\_、地積\_\_\_\_平米ほか1筆、合計2筆で\_\_\_\_平米、転用の目的ですが、工事作業スペースということで、こちらの申請地脇に携帯電話の基地局を建設する予定となっております、その工事用のスペースでございます。契約等については賃借権の設定で、対価は期間を通じて全体で\_\_\_\_円となっております。農地区分といたしましては農用地区域内にある農地です。備考といたしましては、今回の申請は一時転用で、利用期間は許可日から平成31年7月31日までの期間となっております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。15ページごらんください。番号1番、\_\_\_\_の申請地ですが、地図、下のほうに臨港道路岩船港線が走っております。その沿線で、地図上、中央より下のほうに三角の太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

続きまして、番号2番、ページめくって16ページのほうごらんください。地図中央斜め縦に国道

7号線が走っておりまして、7号線の西側のほうに猿沢集落が広がっております。今回の申請場所は、猿沢集落のほぼ北側のほう、端のほうに位置しております、地図中央よりやや左側のほうに太く囲まれた場所が今回の申請場所でございます。

番号3番、\_\_\_\_\_の申請場所ですが、こちらは村上地区の浜新田地区になりますが、地図中央よりやや右側、下のほうに村上自動車学校があります。今回の申請場所は、その村上自動車学校よりも西側、地図中央付近に太く囲まれた場所がありますが、そちらが今回の申請場所でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番、3番について報告をお願いいたします。

17番、大野委員。

○17番（大野 章君） 17番、大野です。7月11日午前9時に現地集合により、農業委員2名、最適化推進委員3名、事務局、小川次長とで現地調査を行いました。

1件目ですが、現地で小川次長と行政書士の\_\_\_氏より説明を受けました。申請地は、臨港道路岩船港線に面した三角形の土地で、コインランドリー1店舗を建設するための申請です。現在は、栽培されているものはなく、除草剤散布が行われているような状態でした。一方、コンビニエンスストアの駐車場にもう一方を上下水道が埋設され、側溝がある道路に接しております。おおむね500メートル以内に2つの教育施設があり、他の農地とも離れており、影響もないと思われることから、委員全員、許可相当と判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

引き続き、番号3番ですが、携帯電話基地局新設工事による工事作業スペースのための一時転用についての報告をいたします。1件目の確認後、申請地に移動して、同じメンバーで行いました。現地では、小川次長と\_\_\_\_\_の\_\_\_氏より説明を受けました。トラクターによって耕うんされている状態でありましたが、栽培されているものはありません。工事は、稲刈り後から新たな乗り入れ口を設置し、周囲を仮フェンスで囲って行うというようなことで説明を受けました、周囲の農作業に支障がないようにという点、水路等農業施設を傷めないようにということ。また、安全には十分注意するよう要望した上で委員全員、許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 次に、番号2番について報告をお願いいたします。

12番、佐藤委員。

○12番（佐藤健吉君） 12番、佐藤です。それでは、議案第2号のナンバー2についてご説明いたします。

7月17日午前9時から朝日支所会議室で朝日地区農業委員4人、推進委員4人、事務局、小川次長、朝日支所の小池補佐の説明後、いろいろ協議し、現地調査をいたしました。現場では、申請人の\_\_\_\_\_さんと行政書士の立ち会いのもとでいろいろ説明を受けました。申請人の\_\_\_さんと借り人の\_\_\_さんは親子の関係で、当該農地を使用貸借によって貸し借りするということの申請でご

ざいまして、現在同居しておりますが、借り人が電気工事会社に勤務しているということの関係等あって、住宅のリフォームにあわせてオール電化を今完成してございます。その計画にあわせて太陽光による売電計画も同時に進行して、農地以外に適当な場所がなく、草刈りをしながら管理しているが、耕作をしていなく、宅地に隣接する当該地を転用するという計画のものであります。周囲は、自己所有地と山林に囲まれており、他の農地への影響もなく、排水も心配なく、また接続ケーブルも自己所有地を地下埋設するという計画でありますので、特に問題はないということで朝日地区委員、最適化推進委員は許可相当の意見でありました。皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、ただいま説明をいただきました議案第2号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について許可相当に決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、18ページをごらんください。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、所有権移転の売買が2件の案件となります。

それでは、説明させていただきます。番号1番、譲渡人、村上市西興屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市羽下ヶ淵\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、西興屋字追片原\_\_\_\_番\_\_、地目、\_\_、地積\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは約\_\_\_\_円となります。

次に、番号2番、譲渡人、村上市古渡路\_\_\_\_番地\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市小川 \_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、古渡路字松の前\_\_\_\_番、地目、\_\_、地積\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アール当たりは\_\_\_\_円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。19ページをごらんください。番号1番の案件です。図面上左側上部に西興屋集落があります。地図中央斜めに県道高根村上線が走っております。県道から四日市集落に入る手前に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

次に、20ページをごらんください。番号2番の案件です。図面上左側縦に国道7号線が走ってい

ます。東側にはあけぼの集落があり、集落南側に太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特別ご意見ないようでありますので、議案第3号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案として、その他について皆様方から何かありましたら。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、2時15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分～午後2時15分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時45分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年7月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員